

第1～3学年学生 諸君

学生課学生係

高校生等奨学給付金(非課税又は生活保護(生業扶助)) 世帯を対象について(第2次募集)

「高校生等奨学給付金」とは、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税又は生活保護(生業扶助)世帯を対象に都道府県が支援を行う制度です。

下記支給要件に該当し、第1次募集が未申請で、申請を希望する場合は、9月26日(月)までに、学生課学生係まで申し出てください。必要書類をお渡します。

記

1. 支給要件【都道府県ごとに、一部支給要件が異なりますが、ほぼ同様の支給要件になります。】

令和4年7月1日現在、次のすべてを満たす世帯が対象となります。

1)保護者等(親権者)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税または生活保護(生業扶助)受給世帯であること(均等割は1円以上でもOK)

2)高校生等が就学支援金制度の支給を受ける資格を有する者、高校生等学び直し支援金の補助対象となる者

2. 支給額

世帯区分	奨学給付金の額(年額) 国公立等の高等学校等
①生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	32,300円
②保護者全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯(①・③の場合を除く)	114,100円
③②の世帯で、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる第2子以降(特別支援学校高等部に弟妹がいる場合を除く)の高校生等の世帯(①・②の場合を除く)	143,700円

③で第1子の高校生等は②の給付額となります。